

【令和5年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和5年3月17日 総務委員長 川島 雅裕

○「議案第2号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第4号 川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*各市税事務所における償却資産に係る固定資産税の相談件数について

各市税事務所における償却資産に係る固定資産税の相談件数は、把握していない。

*現行の事務執行体制に戻す可能性について

償却資産に係る固定資産税の課税業務において、提出される申告書のうち、6割が電子申請、4割が紙の申請であり、紙の申請のうち、9割が郵送によるものである。また、窓口で受理する申請の多くが、事業者から委託を受けた税理士によるものであり、納税者が直接窓口で申請する件数はごく僅かであると認識しているため、事務執行体制の見直しにより、恒久的に対応していきたいと考えている。

《意見》

*現行の事務執行体制の見直しにより、償却資産に係る固定資産税に関する業務が、かわさき市税事務所に集約されることになるが、北部の事業者からすれば、窓口までの移動という時間的ロスが生じることとなる。各市税事務所における専門性を維持し、市民サービスを低下させないことが重要であると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第5号 川崎市立労働会館条例を廃止する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*労働会館の設置目的について

川崎市立労働会館条例第2条において、川崎市立労働会館は、労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生の施設を設け、その勤労意欲の向上に資することを目的とするものとされている。

*川崎市立労働会館条例廃止の提案に至った経緯について

令和3年1月に策定した川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画において、令和5年度から労働会館を休館することとしており、同計画に基づいて、本議案を提出するに至ったものである。

*新施設条例の考え方について

新施設は、フロアや諸室において労働会館と教育文化会館の機能を明確に区分せず、一体的でシームレスな運営を行うという特徴を有する。施設の一体性を市民に分かりやすく示すため、新施設の設置目的や、利用料金等を包含する複合施設条例として、(仮称) 川崎市民館・労働会館条例を新設することが適していると考えている。新施設条例の議案提出に向けて、今後詳細を検討していく。

* 新施設条例の運用に係る責任の所在について

新施設の財産所管は経済労働局であるため、施設の維持管理に関するものについては、経済労働局が対応することとなり、勤労者福祉事業及び社会教育振興事業に関するものについては、それぞれの事業実施主体である経済労働局及び教育委員会事務局がそれぞれ対応することとなる。

* 新施設条例の制定に向けた事業の進め方について

今後予定している条例、規則、指定管理契約における仕様書、新施設運営マニュアルの策定などについて、各段階において考え方を整理した上で、議会に報告していく。

《意見》

- * 今後、新施設条例の詳細を検討するに当たっては、労働福祉に係る歴史的背景や、現行条例における労働会館の設置目的を踏まえて、適切に対応してほしい。
- * 新施設の設置は、市民館・図書館の管理・運営の考え方に基づくものであり、その他の施設に影響を与える重要な施設であるため、事業の進め方及び議会への報告においては、適時適切に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第16号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 出資法人に対する監査の実施について

監査対象として設定するテーマにもよるが、条例上、包括外部監査人が必要と判断した場合には、出資法人に対して監査を実施することが可能である。

《意見》

- * 本市では、出資法人における事務の不適切な執行が後を絶たない状況にあるため、包括外部監査による専門性をいかした監査を実施し、事務の適正化を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第17号 川崎市新本庁舎のキャスター付きワゴンの取得について」

○ 「議案第18号 川崎市新本庁舎の事務用椅子の取得について」

○ 「議案第19号 川崎市新本庁舎のロッカーの取得について」

○ 「議案第20号 川崎市新本庁舎の議会フロア委員会室等什器の取得について」

○「議案第21号 川崎市新本庁舎の執務室収納什器の取得について」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市新本庁舎に設置する動産の取得に関する内容であるため、5件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* ロッカーの取得に係る契約の相手方が市外事業者である理由について

物品調達において、予定価格が3,000万円以上の入札についてはWTO案件となるため、入札参加資格において、市内に本社を有することという条件を設定できない。ロッカーの取得に係る契約においては、WTO案件として入札した結果、市外事業者による落札となった。

* 取得動産の搬入行程について

令和5年7月以降、順次納入させる予定であり、現在、詳細な搬入行程を検討中であるが、フロアごとに段階的に搬入を行う計画である。

* 新たに什器等を取得する可能性について

新本庁舎に関しては、今後、動産の取得に関する議案を再度提出する予定である。

* 新本庁舎超高層棟の壁面にゴンドラが衝突した原因について

地上にある電気制御盤を超高層棟の屋上につり上げるため、運搬用ゴンドラを屋上から降下させている最中に、突風が強く吹いたことにより、振り子のように振れたゴンドラが、超高層棟の壁面に接触し、損傷させたものである。

* ゴンドラ使用時の突風対策について

作業の前後及び作業中に風の影響を確認し、地上及び屋上それぞれに作業員を配置して、安全が確認された場合に、ゴンドラによる運搬作業を行うこととしている。

* 壁面の損傷箇所への対応について

業者の責任において補修工事を行わせ、全体の工期に影響が出ないよう対応する。

《意見》

* 新本庁舎超高層棟の壁面にゴンドラが接触したことを受け、今後の搬入作業等に支障が出ないように事業者と協議を行い、損傷箇所の補修について、適切に対応してほしい。

《議案第17号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第18号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第19号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第20号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第21号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第24号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第28号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第57号 令和4年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 港湾工事負担金の補正内容について

港湾工事負担金に係る補正は、国の直轄事業である臨港道路東扇島水江町線道路整備事業における法律に基づく本市の負担金を増額するものである。

* 健康福祉費国庫負担金等返還金の補正理由について

健康福祉局所管の放課後等デイサービス等支援事業の市負担分等において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用していたが、確定額で交付を受けるべきところ、未確定の状態で交付を受けていたことが明らかとなり、国に返還する必要が生じたためである。

* 地方創生臨時交付金の活用に係る議会からの指摘の受止め方について

地方創生臨時交付金の活用については、所管局と連携し、議会からの指摘を踏まえて、適切に対応していきたいと考えている。

* 学校保健・安全管理経費に係る感染症対策について

学校保健・安全管理経費は、国及び本市が2分の1ずつ負担しており、当該経費を用いて、CO₂モニター、手指消毒液、ウェットティッシュなど、感染症対策に必要な物品を購入する予定である。

* 感染症の類型変更等に伴う感染症対策の見直しについて

マスク着用の自由化や、新型コロナウイルス感染症の類型変更など、感染症対策が一定程度緩和されてもなお、新たな変異株の可能性がある以上、引き続き、感染症対策を行うことが必要であると考える。市立学校における感染症対策については、教育委員会事務局と協議し、適切に対応していく。

* 緑化基金積立金の補正理由について

大口の寄附などにより、当初の見込みを上回る寄附を受けたため、積立金を増額するものである。

* 緑化基金積立金の活用方法について

公園整備などによる民有地緑化や都市緑化を積極的に進めるという基金の目的に沿って、適正に活用していきたいと考えている。

《意見》

* 本市における港湾工事負担金額が増額している一方で、港湾工事そのものの必要

- 性が低下していると考えるため、当該負担金部分には賛同できないが、補正予算全体としては必要なものが大多数であることから、本議案に賛成するものである。
- * 地方創生臨時交付金の活用に当たっては、正確な数字の把握に努め、適正な執行となるよう、所管局と協議の上、適切に対応してほしい。
 - * 感染症に係る状況の変化を的確に捉えて、税金が無駄になることのないように、適切な予算執行を心掛けてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決